

指定計量標準（仮称）等制度について

指定計量標準（仮称）の趣旨を実現する方法を事務局で検討した結果、指定計量標準（仮称）制度の創設に加え、国家計量標準の範囲を拡大する方法も選択肢に加える方が、実現可能性が高まると考えられるため、計量制度検討小委員会報告書（案）（以下、「報告書（案）」という。）を下記のように修正したい。

今次提案	計量制度検討小委員報告書（案）（平成18年6月）
<p>2. 計量標準の開発・供給</p> <p>（1）計量標準の開発・供給体制</p> <p>②新たな方向性</p> <p>（イ）具体的方針</p> <p>（iv）「指定計量標準（仮称）等制度」の創設</p> <p>計量標準を機動的に整備するため、国家計量標準が開発されていない場合に、海外の計量標準や民間の計量標準を用いるなど、迅速に計量標準を供給する枠組みの創設が必要である。</p> <p>具体的には、国家計量標準から直接校正されていないが、国家計量標準から直接校正されたもの（特定二次標準器）と同等と位置付ける計量標準を経済産業大臣が指定する制度として「指定計量標準(仮称)制度」を創設するか、又は国家計量標準として指定する範囲を拡大する。</p> <p>指定計量標準（仮称）又は範囲が拡大された国家計量標準（以下、「指定計量標準（仮称）等制度」という。）とは、国際競争力の強化や国民の安全・安心の確保のために早急に整備することが求められる</p>	<p>2. 計量標準の開発・供給</p> <p>（1）計量標準の開発・供給体制</p> <p>②新たな方向性</p> <p>（イ）具体的方針</p> <p>（iv）「指定計量標準（仮称）制度」の創設</p> <p>計量標準を機動的に整備するため、国家計量標準が開発されていない場合に、海外の計量標準や民間の計量標準を用いるなど、迅速に計量標準を供給する枠組みの創設が必要である。</p> <p>具体的には、国家計量標準から直接校正されていないが、国家計量標準から直接校正されたもの（特定二次標準器）と同等と位置付ける計量標準を経済産業大臣が指定する制度として「指定計量標準(仮称)制度」を創設する。</p> <p>指定計量標準（仮称）とは、国際競争力の強化や国民の安全・安心の確保のために早急に整備することが求められる場合に、</p>

場合に、

- a) N I S T等、海外のN M I が供給し、C I P M / M R A にすでに登録されており、国際整合性が確保され、かつ、十分に信頼の置ける計量標準のほか、
- b) S I (国際単位系) トレーサブルではないが、産業界、学会等の関係者間の合意の下で利用されている計量標準や、認定・認証、先端研究開発、技術的法規制等新たな分野で暫定的に使用されている計量標準の中で、将来的に研究開発等を経て、S I トレーサブルな国家計量標準が開発されるまでの期間、暫定的に我が国の最高位の計量標準と位置付けられる計量標準 (主に標準物質) 等を指す。

また、指定計量標準 (仮称) 等制度は、計量法の規定によって経済産業大臣が指定するものとし、J C S S において、計量法に基づく計量標準として扱うことを検討する。

なお、指定する際には、対外的な透明性・信頼性の確保に留意することが重要である。また、以下の点を念頭に置いて制度運営を行うことが肝要である。

- a) 指定の基準を明らかにすること。
- b) 指定計量標準 (仮称) 等を指定した場合であっても、S I トレーサブルかそれと同等である国家計量標準の開発は知的基盤整備計画等に基づいて着実に進めること。

- a) N I S T等、海外のN M I が供給し、C I P M / M R A にすでに登録されており、国際整合性が確保され、かつ、十分に信頼の置ける計量標準のほか、
- b) S I (国際単位系) トレーサブルではないが、産業界、学会等の関係者間の合意の下で利用されている計量標準や、認定・認証、先端研究開発、技術的法規制等新たな分野で暫定的に使用されている計量標準の中で、将来的に研究開発等を経て、S I トレーサブルな国家計量標準が開発されるまでの期間、暫定的に我が国の最高位の計量標準と位置付けられる計量標準 (主に標準物質) 等を指す。

また、指定計量標準 (仮称) 制度は、計量法の規定によって経済産業大臣が指定する (計量法により、この大臣の事務はN M I J が行うことを規定することも検討する。) ものとし、J C S S において、特定二次標準器と同等のものとして扱うことを検討する。

なお、指定する際には、対外的な透明性・信頼性の確保に留意することが重要である。また、以下の点を念頭に置いて制度運営を行うことが肝要である。

- a) 指定の基準を明らかにすること。
- b) 指定計量標準 (仮称) を指定した場合であっても、国家計量標準の開発は知的基盤整備計画等に基づいて着実に進めること。

注) 上記の修正に併せて、報告書 (案) の「指定計量標準 (仮称)」を、「指定計量標準 (仮称) 等」に修正する。

今次提案

(2) JCSS (計量標準供給制度)

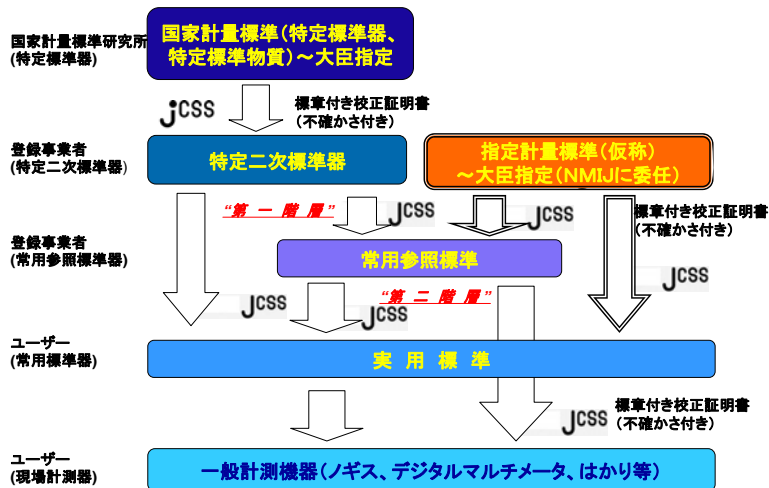
②新たな方向性

(イ) 具体的方針

(i) 指定計量標準(仮称)等の活用によるJCSSの拡充

指定計量標準(仮称)等の活用については、指定計量標準(仮称)等をJCSSの特定二次標準器と同等に扱い供給するか、国家計量標準の範囲を拡大することを検討する。(第5'図(指定計量標準(仮称)制度を創設し、特定二次標準器と同等とした場合)及び第5"図(国家計量標準の範囲を拡大した場合))

第5'図 新たなJCSS階層化の枠組み(案)



注: 二重囲いの部分が新たに追加しようとするもの

計量制度検討小委員報告書(案)(平成18年6月)

(2) JCSS (計量標準供給制度)

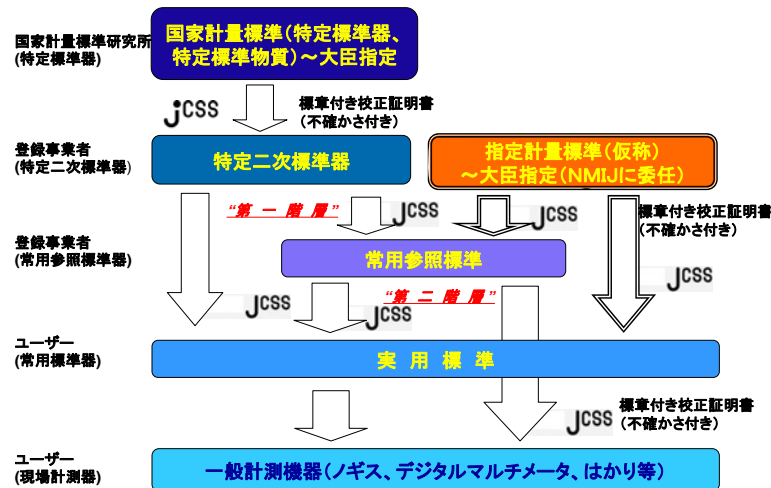
②新たな方向性

(イ) 具体的方針

(i) 指定計量標準(仮称)の活用によるJCSSの拡充

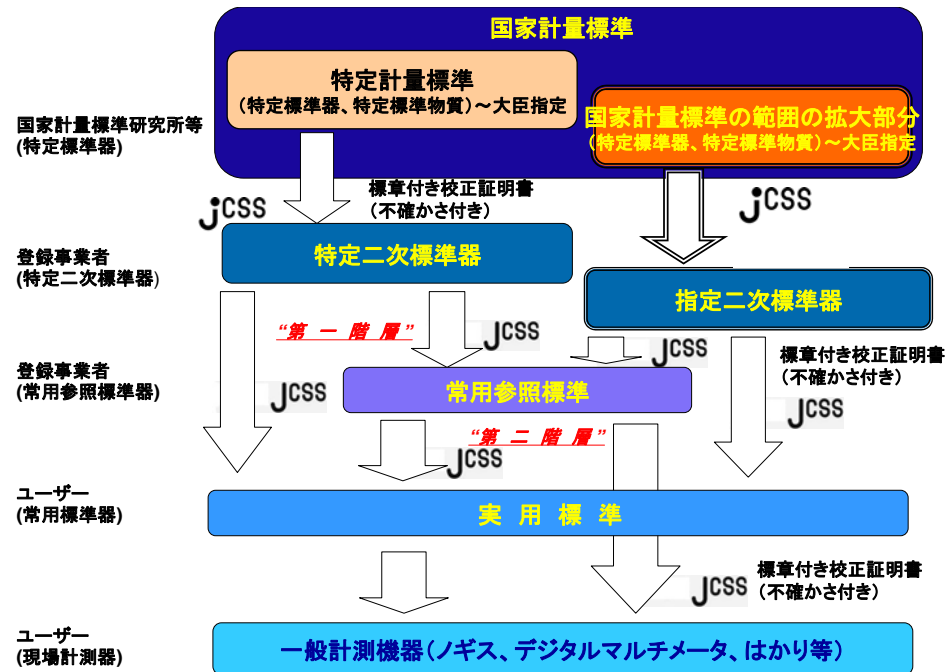
指定計量標準(仮称)の活用については、指定計量標準(仮称)をJCSSの特定二次標準器と同等に扱い供給することを検討する。(第5'図)

第5'図 新たなJCSS階層化の枠組み(案)



注: 二重囲いの部分が新たに追加しようとするもの

第5”図 新たなJCSS階層化の枠組み(案)



注: 二重囲い の部分が新たに追加しようとするもの

国家計量標準(現状)

物象の状態の量を「現示」するもの

我が国の科学技術で、「現示」することができるもの。
現行の解釈では、「現示」はSITレーサブルかそれと同等である場合と解している。

国家計量標準

現行法では、計量器は計量器を指定し、標準物質は標準物質を製造するための器具、機械又は装置を指定すると規定されている。

例:

ヘリウムネオンレーザー装置
キログラム原器
メタン標準ガス
マグネシウム標準液

検討案

物象の状態の量を「現示」するもの

外国にSITレーサブルかそれと同等である計量標準がある場合。「現示」の解釈の変更は不要

我が国を含めどの国にもSITレーサブルかそれと同等である計量標準がない場合。「現示」の解釈の拡大又は新定義が必要。

指定計量標準(仮称)等 (新たに計量法に位置付け)

標準物質も標準物質を指定することとすれば、外国製の標準物質を計量法に基づき指定することが可能となる。

例:

ダイオキシン類
シマジン(除草剤)

「現示」の解釈の拡大又は新たな定義づけを行い、SITレーサブルかそれと同等でないが最高位の計量標準を、計量法に基づき指定することを可能とする。

例:

タンパク質(グリコヘモグロビン等)
尿素
 γ -GTP(酵素)